

第7 1回大阪府市町村対抗駅伝競走大会実施要項

第7 5回大阪府総合体育大会実行委員会

○ジュニア男子の部 全長 21.2 Km 6 区間

| 区 間 | 距 離 | コ ー ス |
|-------|-------|----------------------------------|
| 第 1 区 | 4.1Km | 出発点→トラック1+3/4周→園内1周→トラック 3/4周→中継 |
| 第 2 区 | 3.4Km | 中継→トラック 1/4周→園内1周→トラック 3/4周→中継 |
| 第 3 区 | 3.4Km | 中継→トラック 1/4周→園内1周→トラック 3/4周→中継 |
| 第 4 区 | 3.4Km | 中継→トラック 1/4周→園内1周→トラック 3/4周→中継 |
| 第 5 区 | 3.4Km | 中継→トラック 1/4周→園内1周→トラック 3/4周→中継 |
| 第 6 区 | 3.4Km | 中継→トラック 1/4周→園内1周→トラック 3/4周→決勝点 |

○ジュニア女子の部 全長 17.4 Km 5 区間

| 区 間 | 距 離 | コ ー ス |
|-------|-------|---------------------------------|
| 第 1 区 | 3.7Km | 出発点→トラック3/4周→園内1周→トラック 3/4周→中継 |
| 第 2 区 | 3.4Km | 中継→トラック 1/4周→園内1周→トラック 3/4周→中継 |
| 第 3 区 | 3.4Km | 中継→トラック 1/4周→園内1周→トラック 3/4周→中継 |
| 第 4 区 | 3.4Km | 中継→トラック 1/4周→園内1周→トラック 3/4周→中継 |
| 第 5 区 | 3.4Km | 中継→トラック 1/4周→園内1周→トラック 3/4周→決勝点 |

注) 各種別の区間距離は小数第二位を四捨五入した数値であり、区間合計が全長と合わない場合があります。

- 10 参加資格
- (1) 大会参加申込み時点で、府内市町村に、居住または勤務している者であること。ただし、大学(専門・専修学校を含む)に籍をおく者と全日制高校生を除く。
 - (2) アマチュア競技者であること。
 - (3) 第71回大阪府市町村対抗駅伝競走大会に参加できる資格は、次のとおりとし、その年齢の計算は、令和3年4月1日を基準とする。
 - 一般男子の部 満15歳以上の男子
 - 一般女子の部 満15歳以上の女子
 - ジュニア男子の部 満14歳以下の男子
 - ジュニア女子の部 満14歳以下の女子
 - (4) 当日は入口にて検温を行い、37.5℃以上の場合は入場を認めない。参加者は感染拡大防止対策チェックシートを提出すること。
 - (5) 各市町村体育協会(連盟)から推薦された者であること。

注) ①各市町村体育協会(連盟)の長は、それぞれの選手の参加資格について、責任をもってチェックするものとする。

②違反の発見されたチームは、そのチーム全員を失格とする。

なお、違反チームを出場させた市町村については、次回の大会参加を認めない。

③閉会式以降においても参加資格の審査をすることがある。

- 11 参加制限 (1) 一市町村につき、各部門各2チーム以内とする。
 (2) 選手の伴走は、一切認めない。
 (3) 出場チームの車両は、コース内に入ってはならない。

12 チームの構成人員

| | 一般男子の部 | 一般女子の部 | ジュニア男子の部 | ジュニア女子の部 |
|----|--------|--------|----------|----------|
| 監督 | 1名 | 1名 | 1名 | 1名 |
| 選手 | 9名以内 | 9名以内 | 9名以内 | 9名以内 |

- 13 選手変更 (1) 一旦提出された申込書に記載された選手の変更は認めない。
 (2) 申込書に記載された選手の中から当日走行区間を申請する。
 ※ただし、2チーム出場している市町村に限り、体調不良等やむを得ない場合のみ3名以内、A・B間のチーム変更を認める。

- 14 参加申込 (1) 別紙「参加確認書」に必要事項を記入のうえ、参加申込書（メンバー表）といっしょに令和4年1月7日（金）までに送付すること。締切後の申込みは、一切受付けない。

(申込先)

〒540-8571 大阪府中央区大手前2

大阪府教育庁教育振興室保健体育課内 大阪府体育連合事務局

TEL (06)-6944-9366 FAX(06)-6941-4815

- (2) 一市町村から同種別に2チーム参加するときは、申込書のチーム名に「〇〇市町村Aチーム」「〇〇市町村Bチーム」と明記すること。
 (3) たすきは、各チームで準備すること。

- 15 審判員の協力依頼 (1) 出場市町村は、審判員の派遣協力（3名程度）をお願いします。
 派遣できる市町村は、別紙、審判員派遣書を令和3年12月8日（水）までに送付すること。

※ 今後どの市町村が担当しても運営できる体制を整えるため。

- 16 大会決行の有無 (1) 午前7時現在、風・雨・雪に関する警報が発令されている時は、大会を中止する。
 (2) **新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、大会を中止する。**
 (3) 当日の実施決定に関する問合せ先については、追って参加市町村に連絡をする。

- 17 受付 (1) 大会当日、午前9時30分から午前10時00分までの間、服部緑地陸上競技場で行う。
 (2) 受付時間内に連絡のないときは、棄権とする。
 (3) 区間申請書に各区間の走者を記入し、受付に提出すること。

- 18 開閉会式 (1) 開会式：服部緑地陸上競技場内において、午前10時00分より開会式を行う。
(2) 閉会式：全競技終了後、服部緑地陸上競技場内において閉会式を行う。閉会式には全員参加すること。
- 19 表彰 (1) 一般男子優勝チームには、賞状、優勝旗及び優勝杯（持回り）を授与する。
その他の部門については、賞状、優勝杯（持回り）を授与する。
(2) 第2～6位チームには、賞状を授与する。
(3) 区間賞として、各種別の区間第3位までに賞状を授与する。
(4) 閉会式以降失格となったときは、その順位を空位とする。
- 20 得点 (1) 一般男女の部、ジュニア男女の部ともに競技得点を加える。（各部門とも同一市町村において複数チームが8位以内に入賞した場合は、上位チームのみ競技得点を与える）
(2) ただし、各部門とも7市町村にみえない場合は、オープン競技として取扱い、競技得点は加えない。
- 21 ナンバーカード
(1) 大会当日、受付にて主催者より配付する。なお、**大会終了後必ず主催者に返却すること。**
(2) 走者は必ずナンバーカードを装着すること。
(3) 一般男子の部のナンバーカード番号は、別表に示す市町村番号とする。
一般女子の部のナンバーカード番号は、市町村番号に100番を加算したものとする。（例：豊中市 101番）
ジュニア男子の部のナンバーカード番号は、市町村番号に200番を加算したものとする。（例：枚方市 212番）
ジュニア女子の部のナンバーカード番号は、市町村番号に300番を加算したものとする。（例：羽曳野市 323番）
なお、いずれの種別においても、2チーム目のナンバーカード番号については、上記の番号に50番を加算したものとする。
（例：高石市一般女子Bチーム 183番）

【別表】

市 町 村 番 号

| 番号 | 市町村名 | 番号 | 市町村名 | 番号 | 市町村名 | 番号 | 市町村名 |
|----|------|----|-------|----|-------|----|------|
| 1 | 豊中市 | 12 | 枚方市 | 23 | 羽曳野市 | 34 | 忠岡町 |
| 2 | 池田市 | 13 | 寝屋川市 | 24 | 松原市 | 35 | 岸和田市 |
| 3 | 箕面市 | 14 | 大東市 | 25 | 藤井寺市 | 36 | 貝塚市 |
| 4 | 能勢町 | 15 | 門真市 | 26 | 大阪狭山市 | 37 | 泉佐野市 |
| 5 | 豊能町 | 16 | 四條畷市 | 27 | 太子町 | 38 | 泉南市 |
| 6 | 吹田市 | 17 | 交野市 | 28 | 河南町 | 39 | 阪南市 |
| 7 | 高槻市 | 18 | 東大阪市 | 29 | 千早赤阪村 | 40 | 熊取町 |
| 8 | 茨木市 | 19 | 八尾市 | 30 | 堺市 | 41 | 田尻町 |
| 9 | 摂津市 | 20 | 柏原市 | 31 | 泉大津市 | 42 | 岬町 |
| 10 | 島本町 | 21 | 富田林市 | 32 | 和泉市 | | |
| 11 | 守口市 | 22 | 河内長野市 | 33 | 高石市 | | |

22 各中継所集合時間及び通過予定時間
(別途通知する)

- 23 事故等
- (1) 大会中に生じた選手の事故については、主催者は応急処置を行うとともに、主催者が加入する保険（死亡・後遺障害のみ適応）の範囲内で補償を行うが、それ以上の責任は一切負わない。傷害保険は、必要に応じて各自にて加入すること。
 - (2) 事故が生じたときは、ただちに本部員・監察員に連絡すること。
 - (3) 大会に15歳（大会当日の年齢）以下の者を参加させるとき、会場への引率は保護者が同伴することを原則とする。ただし、保護者が引率できないときは、参加申込を行う市町村体育協会（連盟）会長が、責任をもって選手を引率すること。
このとき、市町村体育協会（連盟）会長は、上記(1)に掲げる内容を保護者に対して周知させるとともに、事前に、別紙「第71回大阪府市町村対抗駅伝競走大会引率依頼書」を、保護者から必ず受領しておくものとする。
 - (4) 競技者が途中で競技を続行することができない状態になったときまたは競技を中止させられたときは、当該チームのその区間の競技を無効とする。ただし、そのチームは、審判長の指示に従い、次区間走者から再び競技を続行することができる。このとき、そのチームの記録成績は認められないが、各区間の記録は認められる。
 - (5) 選手の荷物は、各チームにおいて管理すること。紛失等が生じても、主催者はその責任を一切負わない。

【周回コース解説】 次ページ周回コース図参照

- 一般男子（6区間）・ジュニア男子（6区間）の部は、1区だけスタート地点（第2コーナー、ブレイクライン）から、トラック1周と3/4周を走って競技場外へ出る。
- 一般女子（5区間）・ジュニア女子（5区間）の部は、1区だけスタート地点（第2コーナー、ブレイクライン）から、トラック3/4周を走って競技場外へ出る。
- 園内経路は周回コース図を参照のこと。中継点（ゴール）は、100mゴール地点とする。

第7 1回大阪府市町村対抗駅伝競走大会周回コース

